

CORONA

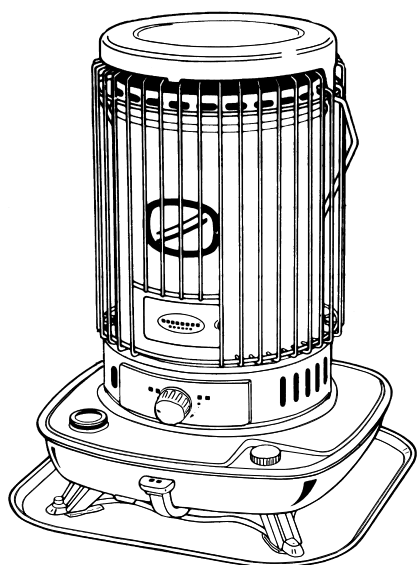
コロナ自然通気形開放式石油ストーブ

取扱説明書

〈保証書付〉保証書は裏表紙に印刷されています。

型式 **SL-51E**・**SL-66E**

正しく使って上手に節約



このたびは、コロナ石油ストーブをお買いあげいただき、まことにありがとうございました。正しくお使いいただくために、この取扱説明書をよくお読みください。なお、お読みになった後もお使いになる方がいつでも見られる所に大切に保管してください。

燃料は必ず良質の灯油 (JIS 1号灯油) を使用してください。

危険

ガソリン使用禁止
使用燃料：灯油
KEROSENE ONLY

注意
変質した持ち越し灯油
使用厳禁

警告

換気必要
1時間に1~2回

衣類乾燥厳禁

寝るとき消火

給油時消火

ご注意

初使用時は油タンクに給油後、20分以上待ってから点火してください。

しんに十分灯油がしみこまないうちに点火すると、灯油の吸い上げ不足となり、炎が十分伸びない状態が続くことがあります。

もくじ

	ページ
1 特に注意していただきたいこと (安全のために必ずお守りください) ———	1~3
* 灯油の廃棄について ———	3
2 使用する場所 ———	3
3 各部の名称 ———	3
• 外觀図 ———	3
• 構造図 ———	3
4 使用前の準備 ———	4~6
• 開こんと部品のセット ———	4
• 燃料 ———	5
• 給油 ———	6
• 点火前の準備と確認 ———	6
5 使用方法 ———	7~8
• 点火 ———	7
• 炎の調節 ———	8
• 消火 ———	8
6 対震自動消火装置 ———	9
7 日常の点検・手入れ ———	9~11
8 定期点検 ———	11
9 故障・異常の見分け方と処置方法 ———	11
10 部品交換のしかた ———	12
11 保管 (長期間使用しない場合) ———	12
12 仕様 ———	13
13 アフターサービス ———	13
14 お客様ご相談窓口一覧表 ———	14
■ 保証書 ———	裏表紙

乾電池別売 乾電池は付属されていません。乾電池 (単一形) 2個をお買い求めください。



株式会社 **コロナ**

1 特に注意していただきたいこと(安全のために必ずお守りください)

この取扱説明書および製品への表示では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

危険 この表示を無視して、誤った取り扱いを
すると、人が死亡、重傷を負う危険または
火災の危険が差し迫って生じることが
想定される内容を示しています。

警告 この表示を無視して、誤った取り扱いを
すると、人が死亡、重傷を負う可能性ま
たは火災の可能性が想定される内容を
示しています。

注意 この表示を無視して、誤った取り扱いを
すると、人が傷害を負う可能性や物的損
害の発生が想定される内容を示していま
す。

本文中のマークは、次の意味を表します。

	このマークは、「注意」して いただく内容です。
	このマークは、してはいけ ない「禁止」を表しています。
	このマークは、必ず実行し ていただく「指示」を表して います。

危険 (DANGER)

ガソリン厳禁

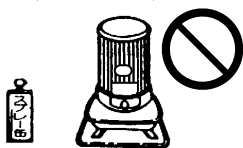
ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。
火災の原因になります。



警告 (WARNING)

スプレー缶厳禁

スプレー缶やカセットこんろ用ボン
ベなどをストーブの上や周囲に放置
しないでください。熱で缶の圧力が
上がり、爆発し、危険です。



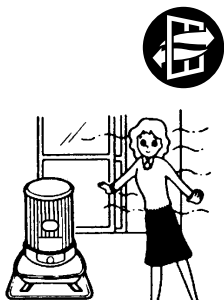
カーテン、寝具など可燃物近接厳禁

カーテン、布団や毛布など燃
えやすいもののそばなどでは
使用しないでください。火災
の原因になります。可燃物と
の離隔距離は2ページを参照してください。



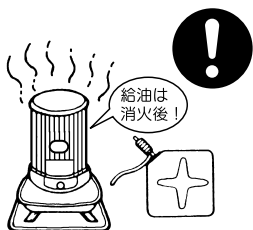
換気必要

換気せずに使用しつづけないでく
ださい。酸素が不足すると、不完全燃
焼し、一酸化炭素などが発生して中
毒になるおそれがあります。また、
乳幼児や呼吸器疾患などのかたは、
体調不良になるおそれがあります。
使用中は必ず1時間に1~2回(1
~2分)換気して、新鮮な空気を補
給してください。換気するときは、
換気扇を使用したり、窓や戸など2カ所以上開けると効
率よく換気ができます。窓の凍結、地下室など換気が十
分におこなえない場所では、使用しないでください。



給油時消火

給油は、必ず消火し、火の気のない
ところでおこなってください。
火災の原因になります。
こぼれた灯油は、よくふきとっ
てください。
給油口ふたは確実に締めてください。



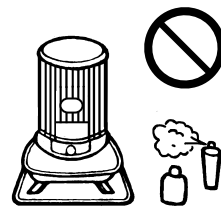
寝るとき消火

寝るときや外出するときは、必ず消
火してください。
また、人目の届かないところでは、
使用しないでください。不完全燃焼
や異常燃焼・火災のおそれがあります。
消火の際は、必ずしん調節つまみが
消火位置にもどり、火が消えたことを確かめてください。



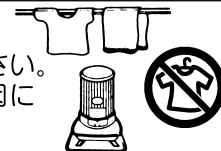
可燃性ガス使用厳禁

ストーブを使用している部屋で、可
燃性ガスが発生するもの(ベンジン、
シンナー、ガソリン)、スプレーを
使用しないでください。
火災や故障の原因になります。



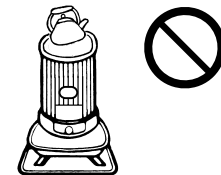
衣類の乾燥厳禁

衣類などの乾燥には使用しないでく
ださい。衣類が落下して火がつき、火災の原因に
なります。



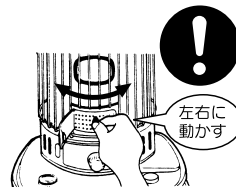
空だき厳禁

なべ、やかん、フライパンなどは空
だきしないでください。
空だきすると火災や故障の原因にな
ります。



燃焼筒は正しくセットする

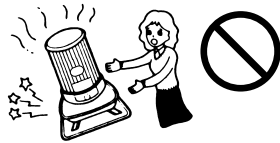
点火用ライターやマッチで点火した
場合は、燃焼筒のつまみを持って左
右に2~3回動かして、しん案内筒
に正しくすわっていることを確認す
るとともに、点火用ライターやマッチ
をストーブ付近や置台の上に置かないでください。
火災のおそれがあります。



⚠ 注意 (CAUTION)

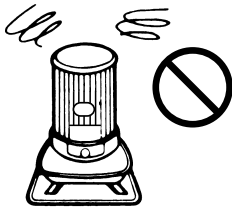
燃焼中移動禁止

火のついたまま持ち運ばないでください。
やけどのおそれがあります。
また、転倒すると火災になるおそれがあります。



異常・故障時使用禁止

油もれやにおい、すすの発生、炎の色など異常や故障と思われるときは使用しないでください。事故の原因になります。
緊急の場合でもあわてずにしんを下げて消火してください。(8ページ参照)



ほこりの除去

ほこりを、ときどき除去してください。
ごみ、ほこりなどがつまると、異常燃焼のおそれがあります。
燃焼筒(しん案内筒)周辺や置台など、機器のほこりをときどき掃除してください。
マッチ点火したとき、燃えかすをほこりが堆積したところに置くと、ほこりに引火して火災のおそれがあります。



不良灯油使用禁止

変質灯油(持ち越した灯油など)、不純灯油(灯油以外の油・水・ごみが混入した灯油など)などの不良灯油を使用しないでください。異常燃焼やしんが下がらなくなるおそれがあります。



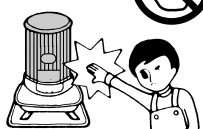
ふく射熱に長時間あたらない

ストーブに直接長時間あたらないでください。
低温やけどや脱水症状になるおそれがあります。
お子様、お年寄り、病気の方、皮ふの弱い方などがお使いになる場合は、ストーブの取り扱い、部屋の換気、やけど、低温やけどや脱水症状などについて周囲の人が十分注意してください。



高温部接触禁止

燃焼中や消火直後は、高温部(図の色の濃い部分)に手などふれないでください。
やけどのおそれがあります。
小さいお子様やからだの不自由な方のいるご家庭では、特に注意してください。



純正部品の使用

しんなどの部品は、必ず純正部品(指定された部品)を使用してください。
予想しない事故が発生するおそれがあります。



分解修理・改造の禁止

故障、破損したら、使用しないでください。
不完全な修理や改造は危険です。
お買い求めの販売店またはコロナサービスセンターに修理を依頼してください。



保管時にしていただくこと

長期間使用しないときまたは保管するときは、必ず灯油を抜いて、乾電池を取りはずしてください。
傾けたり、横倒しの状態では保管しないでください。
火災のおそれがあります。



運搬するとき

ストーブを運搬する場合は、油タンク内の灯油を抜いてください。
運搬の途中で灯油がこぼれて周囲を汚すおそれがあります。



次の場所では使用しない

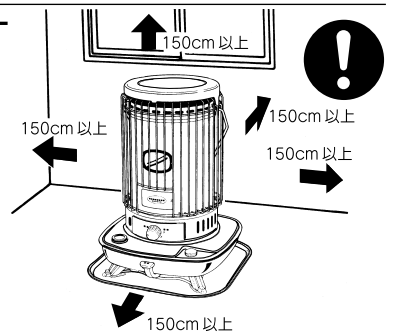
火災や予想しない事故の原因になります。

- 水平でない場所、不安定な場所
- 風のアたる場所、部屋の出入口や屋外
- ほこりや湿気の多い場所
- 不安定な物をのせた棚などの下
- 可燃性ガスの発生する場所またはたまる場所
- 温室(ビニールハウス)、飼育室など人のいない場所
- 高地(標高1000m以上)(8ページ参照)
- 理・美容室、クリーニング店などスプレーや化学薬品を使う場所
- マントルピースなどストーブが囲われる場所
- 直射日光のアたる場所



可燃物との距離を離す

燃えやすいものや障害物とは、必ず図に示す距離をとって設置してください。
火災の発生するおそれがあります。



居室内給油禁止

給油は、必ず火の気のないところでおこなってください。火災のおそれがあります。



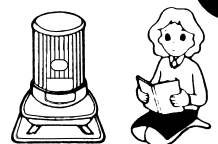
廃棄するとき

ストーブを廃棄処分するときは、必ず油タンク内の灯油を給油ポンプなどで抜いて、電池ケースから乾電池を取りはずしてください。(11ページ参照)
灯油や乾電池が入ったまま廃棄するとリサイクルの際に思わぬ事故になるおそれがあります。



正常燃焼の確認

燃焼中はときどき炎を見て、正常に燃焼していることを確認してください。(8ページ参照)
しんが上がりすぎたり、燃焼筒がずれているとすすけて異常燃焼したり、火災の原因になります。



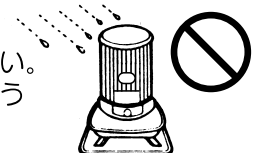
掃除機の排気に注意

燃焼中に掃除機の排気などをあてないでください。
風があたると赤火が出たり、異常燃焼の原因になり危険です。



水かけ禁止

ストーブには、水をかけないでください。
水がかかると外炎筒、天板のほうろろが割れることがあります。



日常のお手入れ時の注意

日常の点検・手入れは必ずおこなってください。
点検・手入れは、ストーブが冷えてからおこなってください。
(9～11ページ参照)
やけどのおそれがあります。



特殊用途には使用しない

食品・精密機器・美術品の保存や、動植物の飼育・栽培などには使用しないでください。



1. 特に注意していただきたいこと(安全のために必ずお守りください)

⚠ 注意 (CAUTION)

やかんやなべなどの使用注意

やかんやなべなどをのせた場合は、振動や接触によって落下したり、やかんやなべなどの熱湯がこぼれ、やけどのおそれがあります。やかんやなべなどのお湯が吹きこぼれたり、煮こぼれた場合は、お買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに点検(有料)を依頼してください。器具の故障の原因となりますので、吹きこぼれや煮こぼれをさせないように注意してください。



大なべ禁止

天板の外周からはみ出すような大きななべ、鉄板をのせないでください。内部に熱がこもったり、炎が横にのびたりして異常燃焼のおそれがあります。不安定なやかん、なべ、フライパンなどは使用しないでください。転倒するおそれがあります。



お願い (NOTICE)

灯油の廃棄

灯油の廃棄処分は、灯油をお買い求めになった販売店にご相談ください。

結露に注意

ストーブは室内で燃焼する製品のため、気密の高い部屋などでは換気を十分にしてください。壁や天井が結露する場合やOA機器等に機能障害が生じる場合があります。

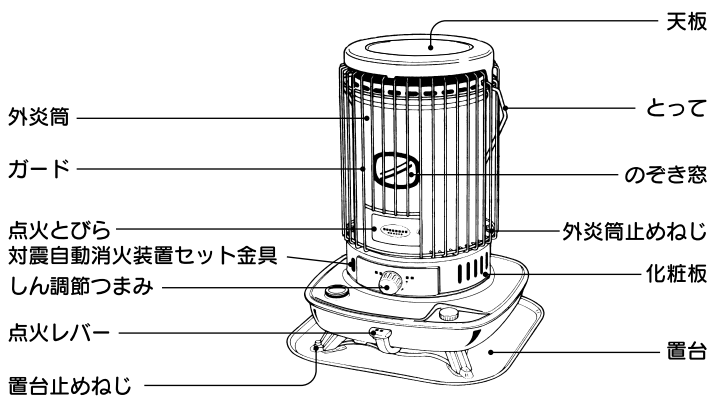
2 使用する場所

効果的に使用するために

- 部屋の中央部に置くと暖められた空気が対流循環し、室内の温度むらが少なくなり、効果的な暖房ができます。
- 扇風機やサーキュレーターなどで室内の空気を対流させると、より効果的な暖房ができます。
- ストーブに直接、風があたらないよう注意してください。

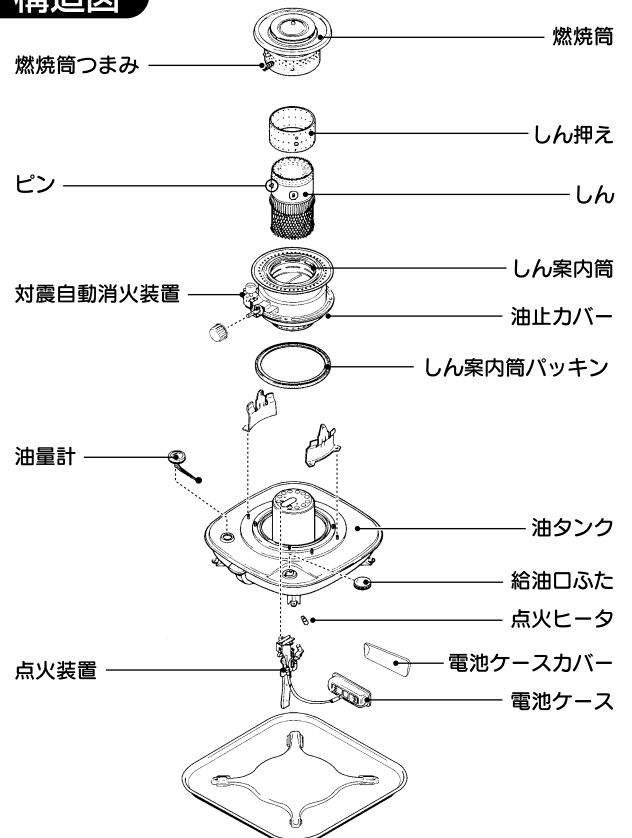
3 各部の名称

外観図



構造図

※イラストはSL-66E



※単一形乾電池(別売)2個を使用します。

4 使用前の準備

開こんと部品のセット

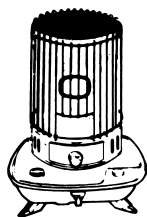
次の順序で準備してください。

1. 包装箱からストーブを出す

燃烧筒押え
(段ボール)



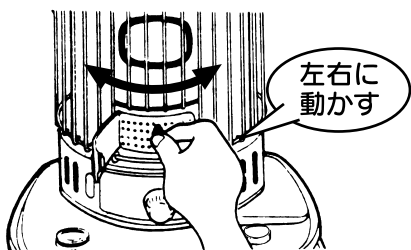
炎筒支え
(段ボール)



- 包装箱からストーブを取り出してください。
- とつてをいったんはずし、燃烧筒を保護している燃烧筒押え、炎筒支えを取り除いてください。

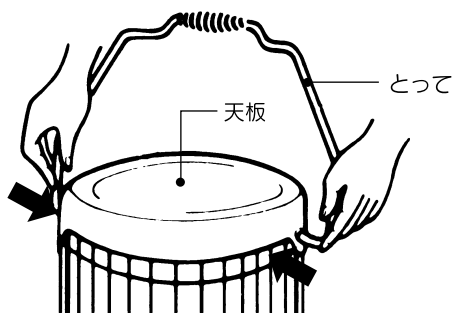
●包装箱、燃烧筒押え、炎筒支えはストーブの保管に必要です。また、取扱説明書も忘れずに保管してください。

2. 燃烧筒のセットを確認する



- 点火とびらを開いて、燃烧筒つまみを左右に動かし、燃烧筒がしん案内筒に正しくすわっていることを確認してください。

3. 天板、とつてをセットする

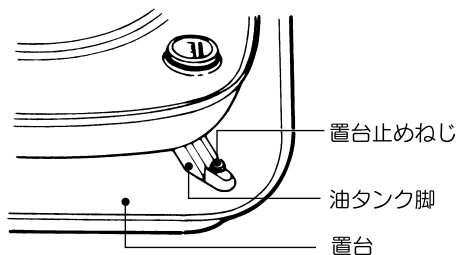


- 天板のをせて、穴と穴とを合わせて、とつてをさしこみ固定してください。

●とつての曲りが開いて、グラグラ左右に動くとき、はずれるおそれがありますから、とつてがばねのように外炎筒をはさむようにしてください。

●天板の裏面や外炎筒の内側にキズのような黒いへこみ跡がついていますが、ほうろう加工の設備により発生するもので、さびやひび割れなど耐久性に影響するものではありません。

4. 置台をセットする

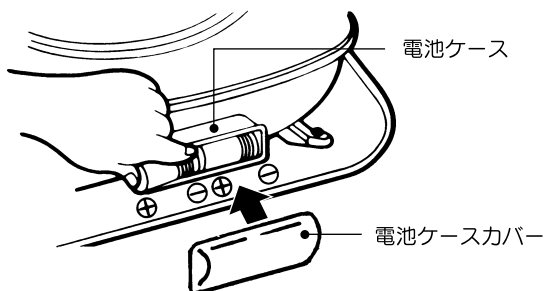


- 置台の刻印「正面」をストーブの正面に合わせ、置台止めねじ(2個)で油タンク脚をしっかりと固定してください。置台止めねじは、対角線上に2カ所で固定します。

(SL-51E: 右前と左後)
(SL-66E: 左前と右後)

●置台止めねじは置台に取りつけられています。置台止めねじをいったんはずし、ストーブのをせてから、油タンク脚を置台止めねじで固定してください。

5. 乾電池(単一形2個)をセットする



- 乾電池は別売です。
- 同じ種類の新しい単一形乾電池を2個用意してください。種類の異なる乾電池、または新しい乾電池と古い乾電池を組み合わせて使用すると、液漏れや破裂のおそれがあります。
- シーズン始めにすべて新しい乾電池に交換してください。消耗した乾電池を使用すると、点火しにくい場合があります。
- 後側にある電池ケースに、乾電池を電池ケースの絵の方向に合わせて正しくセットし、電池ケースカバーを取り付けてください。

●電池ケースカバーがはずれにくい場合は、電池ケースカバーの中央部を押しながら、下側を手前に引くとはずれやすくなります。

4. 使用前の準備

燃料

燃料は必ず灯油(JIS 1号灯油)を使用してください。

- **危険** ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しないでください。火災の原因になります。
- **注意** 不良灯油(変質灯油、不純灯油)は絶対に使用しないでください。
- 添加剤や助燃剤などは使用しないでください。
- 灯油は必ず火気・雨水・ごみ・高温および直射日光をさけた場所に保管してください。

灯油とガソリンの見分けかた

指先に燃料をつけ、息をふきかけます。
(火の気のない所でおこなってください。)



灯油はぬれたまま



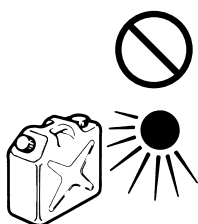
ガソリンはすぐ乾く

不良灯油(変質灯油・不純灯油)とは…

昨シーズンより持ち越しの灯油



長期間日光にあたる所や温度の高温に保管した灯油



容器のふたが開けてあったり、乳白色のポリ容器で保管した灯油



水・ごみや灯油以外の油がほんのわずかも混入した灯油



- 極度に変質したものは、黄色味がかかったり、すっぱいにおいがします。
- 必ず灯油用のポリタンクをお使いください。
- 灯油はシーズン中に使いきりましょう。

■変質灯油や不純灯油などの不良灯油を使用すると、機器の故障の原因になります。

- 油の程度にもよりますが、1日~30日のご使用で、しんの先端にカーボンやタールが付着し、その部分がかたくなると同時に厚くなって、対震自動消火装置が作動しても、しんが下がらず消火しないことがあります。
- 炎が大きくならなったり、激しいにおいがしたり、異常燃焼したりします。
- 油タンクに灯油が残っていても火力が小さくなったり、しんが下がらなくなったりします。
- 点火してから完全燃焼まで時間がかかります。
- 油タンクが腐食する原因になります。

■万一変質灯油や不純灯油などの不良灯油を使用したときは…

- 油タンク内の灯油を抜き、きれいな灯油で2~3回洗ってから使用してください。
(悪い油が残っていると再発します。)(11ページ参照)
- しんの手入れをしてください。(9ページ参照)
- しんの手入れをしても効果のないときはしんを交換してください。
しんの交換はお買い求めの販売店または、コロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。

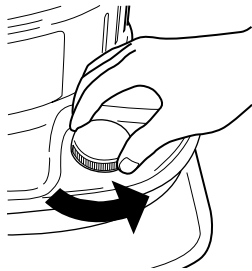
- ご注意**
- 変質灯油や不純灯油などの不良灯油が原因で修理を依頼されたときは、保証期間中でも保証の対象外となります。
 - 不良灯油の処理でお困りの場合は、灯油をお買い求めの販売店にご相談ください。

4. 使用前の準備

給油

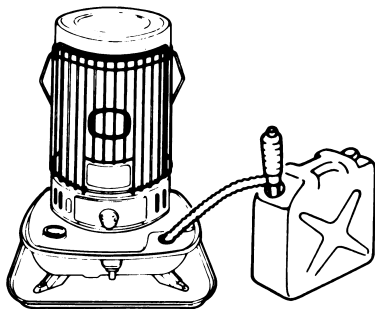
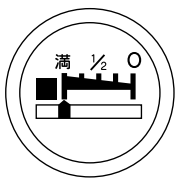
- **警告** 給油はしんを下げ、消火し、必ず火が消えたことを確かめてからおこなってください。

給油の手順と注意



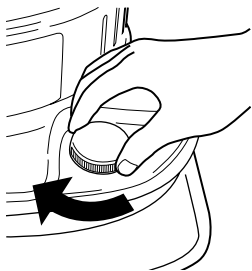
1. 給油口ふたを取りはずす

- 給油口ふたを左にまわして取りはずしてください。



2. 給油する

- 市販の給油ポンプなどを使用して、油量計を見ながら給油してください。
- 油量計が「満」をさしたら、給油をやめてください。

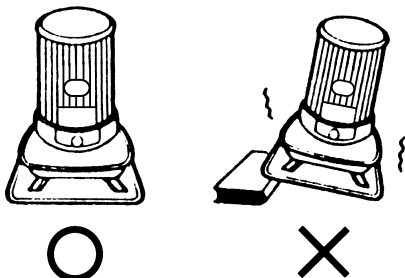


3. 給油口ふたを締める

- 給油口ふたは、確実に締めてください。
- こぼれた灯油はよくふきとってください。

点火前の準備と確認

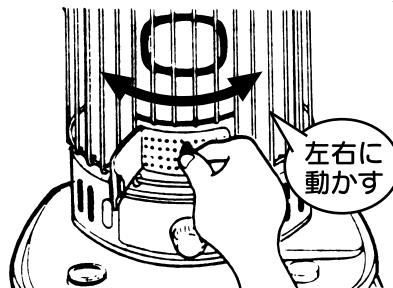
水平な場所に設置



- ストープは、水平で安定のよい床の上に設置してください。

- 傾斜した場所や振動の激しい場所で使用すると、異常燃焼や対震自動消火装置の誤作動の原因になります。

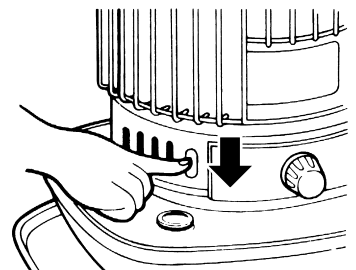
燃焼筒のセット確認



- 点火とびらを開いて、燃焼筒つまみを持って左右に2~3回動かして、しん案内筒に正しくすわっているかを確認してください。

- 燃焼筒がしん案内筒に正しくすわっていないか、燃焼筒がずれてしんを踏んでいると、すすが出で異常燃焼の原因になります。

対震自動消火装置のセット



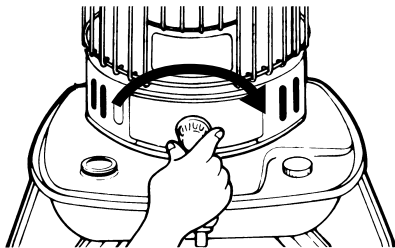
- 化粧板内の対震自動消火装置セット金具を下に押し、しん調節つまみを右（燃焼）方向にとまるまでまわしてしんを上げることで自動的にセットされます。

- セットしなければ使用できません。
- 使用中は、セット金具を押し上げてはいけません。対震自動消火装置が作動します。

5 使用方法

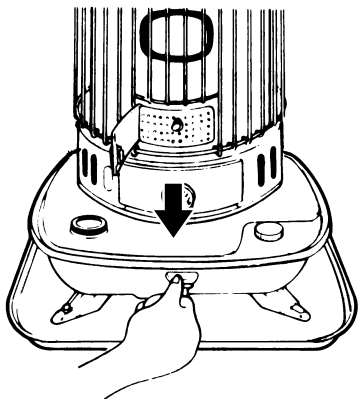
点火

電池点火のしかた



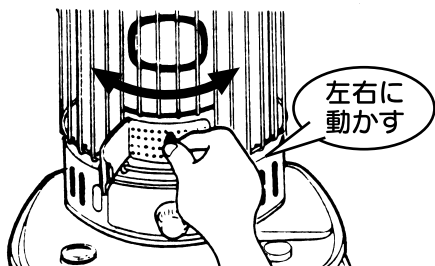
1. しん調節つまみを右(燃焼)方向へまわす

- 右(燃焼)方向にまわしきって、しんをいっぱいに上げてください。
- まわすとき「カチカチ」と音がして重いのは、対震自動消火装置が自動的にセットされているためです。
- 一度セットされると、しん上下は軽くなり、音もなくなります。



2. 点火レバーを押し下げる

- 点火とびらをひらき、点火レバーをゆっくり押し下げてください。燃焼筒が傾き点火します。
- 点火を確認したら、点火レバーからゆっくり指をはなしてください。
- 点火ヒータ付近から白煙が上がるだけで点火しない場合は、点火レバーを少し戻すと点火します。(逆に強く押しつけると点火しにくくなります。)
- 点火後も点火操作をそのまま続けていると、点火ヒータのフィラメントが断線したり、破損の原因になります。



3. 燃焼筒のセットを確認する

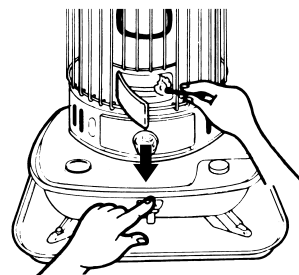
- 燃焼筒のつまみを持って、左右に2~3回動かして、しん案内筒に正しくすわっているかを確認してから点火とびらをしめてください。

- **警告** 点火操作後は必ず燃焼筒のすわりを確認してください。

燃焼筒がしん案内筒に正しくすわっていなかったり、燃焼筒がずれてしんを踏んでいると、最初から赤火ですすけて異常燃焼したり、火災の原因となります。異常燃焼した場合は、いったんしんを下げて燃焼筒を正しくセットしてから、もう一度点火操作をしてください。

点火用ライターやマッチでの点火のしかた(点火ヒータが使えないとき)

1. しん調節つまみを右(燃焼)方向にまわしきって、しんをいっぱいに上げてください。
2. 点火とびらをひらき、点火レバーを押し下げて燃焼筒を傾け、点火用ライターやマッチで点火したら点火レバーからゆっくり指をはなしてください。
3. 燃焼筒つまみを持って左右に2~3回動かして、しん案内筒に正しくすわっているかを確認してから点火とびらをしめてください。
点火操作後は必ず燃焼筒のすわりを確認してください。

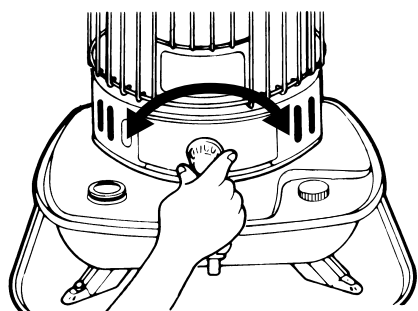


- **注意** ● 燃焼筒のつまみを指で直接持ち上げると燃焼筒ずれをおこしやすくなります。点火用ライターやマッチでの点火は、点火レバーを押し下げておこなってください。
- マッチ点火の際は、マッチの燃えかすをしん付近や置台の上に置いたり、器具内に落とさないでください。火災や事故の原因になります。

- 初めてご使用になるときや、しんの手入れ、しんの交換、から焼きなどをしたときは、給油後20分以上放置して、しんに十分灯油がしみこむまでおまちください。しんに十分灯油がしみこまないうちに点火すると、火力が不十分だったり、しんをいためる原因になります。
- 初めてご使用になるとき、点火後しばらく多少のにおいがしますが、これはストーブに付着している油などが焼けるときのもので異常ではありません。

5. 使用方法

炎の調節



炎の調節はしん調節つまみでおこないます

- しん調節つまみを右(燃烧)方向にまわすと炎が伸び、左(消火)方向にまわすと炎が小さくなります。
必ず **正しい炎の状態** に調節してご使用ください。
- 点火後、しだいに火力が強くなって、15分くらいたつと火力が安定します。
炎が勢いよく環状になり、明るい白光炎で燃えるのが最良火力です。

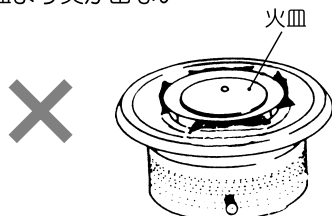
● **注意** 燃烧中はときどき炎を見て、正常に燃烧していることを確認してください。

炎の状態

炎の状態を見ながら下図の **正しい炎の状態** に調節し、**しんの下げすぎ** や **しんの上げすぎ** の状態にならないようにしてください。

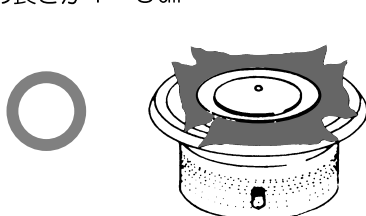
しんの下げすぎ

火皿より炎が出ない



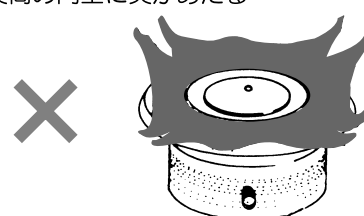
正しい炎の状態

炎の長さが1~3cm



しんの上げすぎ

外炎筒の内壁に炎が当たる



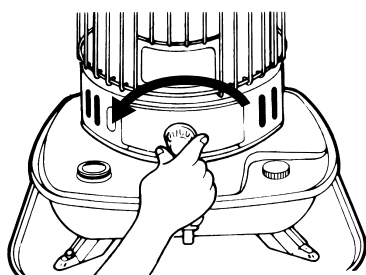
- 点火後15~20分たって、部分的な炎の伸びがあるときは、燃烧筒つまみを持って左右に軽く2~3回動かしてください。(燃烧中は、燃烧筒つまみが熱くなりますので、やけどをしないように注意してください。) それでも炎が伸びてきたら、しん調節つまみをゆっくり左(消火)方向にまわして、**正しい炎の状態** に調節してご使用ください。
- 点火後そのまま放っておくと **しんの上げすぎ** のように炎が伸びて、すすや一酸化炭素が発生することがあります。このようなときは炎の状態を見ながら **正しい炎の状態** に調節してください。また、**しんの下げすぎ** の状態で燃烧しますと、においや一酸化炭素が発生するばかりでなく、しんにカーボンが付着し、しん調節も重くなります。このようなときはしんの手入れをしてください。(9ページ参照)
- しんを下げた状態から急にしんを上げると、一時的に炎が大きくなり、すすが発生することがあります。しん調節つまみを右(燃烧)方向にまわすときは、炎を見ながらゆっくり操作してください。
- 高地(標高の高い所)では、空気がうすく、不完全燃烧になりやすいため、必ず **最大火力** でご使用ください。

消火

消火のしかた

1. しん調節つまみを左(消火)方向へまわす

- しん調節つまみを左(消火)方向にゆっくりとまるまでまわして、しんを下げて消火してください。



2. 消火の確認をする

- 必ず消火の確認をしてください。

■対震自動消火装置が作動した場合は…

- しん調節つまみをまわして消火したときに比べ、消火時の臭気が強くなります。
- 変質灯油などで、しんの上部にタールなどが多く付着していると、対震自動消火装置が作動してもしんが完全に下がりきらないで消火しないことがありますので、必ずしん調節つまみをまわして消火の確認をしてください。このようなときは、しんの手入れをしてください。(9ページ参照)

消火後再点火するときは…

消火後すぐに再点火すると燃烧筒の温度が高くて、点火しなかったり、においがします。また、点火ヒータのフィラメントが断線する場合があります。燃烧筒が冷えるまで、5分位待ってから点火してください。

6 対震自動消火装置

強い地震や振動、衝撃を受けたときは対震自動消火装置が作動して自動的に消火します。

化粧板内の対震自動消火装置セット金具を下に押しつけてセットして、しん調節つまみを右(燃焼)方向にとまるまでまわしてしんを上げると、自動的に対震自動消火装置はセットされます。(6ページ参照)

- 対震自動消火装置は、JISに定められた100～195ガルの振動により作動するように調整してあります。したがってご使用中における弱い日常的な振動、傾斜では作動しません。
- 変質灯油などでしんの上部にタールなどが多く付着していると、対震自動消火装置が作動してもしんが完全に下がりきらないで消火しないことがあります。このようなときはしんの手入れをしてください。(9ページ参照)
- 地震によって作動した場合は、周囲の可燃物、ストーブの損傷、灯油のあふれなど異常がないことを確認したあと、再点火してください。

7 日常の点検・手入れ

しんの点検・手入れ (から焼き) [月1回]

変質灯油や不純灯油などの不良灯油でしんの上部にカーボンやタールが付着し、不具合が生じたとき(5ページ参照)は、しんの手入れ(から焼き)をしてください。

しんの手入れ(から焼き)のしかた

しんの手入れをするときは、風にあたらない場所でおこなってください。風があたると炎が伸びたり、異常燃焼の原因になり危険です。また、しんの手入れ中にはにおいがしますので十分換気をしてください。

- 1.油タンク内の灯油を抜き取る。(11ページ参照)
- 2.点火操作をし、正しい炎の状態に燃焼させる。(7～8ページ参照)
- 3.そのまま灯油がなくなって、火力が小さくなるまで放置する。
- 4.火力が小さくなったらしんをいっぱい上げ、消火するまで燃焼させる。

- しんがかたくなっているときは、しんの手入れを2～3回おこなってください。
- しんの手入れ後のご使用は、給油後20分以上待ってしんに十分灯油がしみこんでから点火してください。しんに十分灯油がしみこまないうちに点火すると、火力が不十分だったり、しんをいためる原因になります。

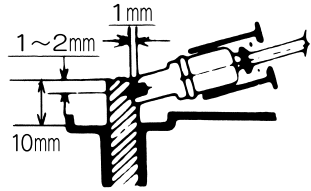
■次のようなときは新しいしんと交換してください。(12ページ参照)

- しんの手入れをおこなってもカーボンやタールがとれず、効果がないとき。
- しんが水を含んでしまい、しんの上下操作が重くなったとき。
- しんの上部が消耗して、うすくなったり短くなったり、凹凸になっているとき。

7. 日常の点検・手入れ

点検・手入れは、消火後ストーブが十分冷えてから、おこなってください。

- 対震自動消火装置を分解したり、油でふいたりしないでください。
- しんの標準寸法は10mmです。切ったり、長く引き出したりしないでください。
- しん案内筒・油タンク・燃烧筒は変形させないでください。
- お手入れの際に、燃烧筒をはずしたり本体を分解するときは保護具などを着用してケガのないよう注意してください。

	点検箇所	点検する内容	処置方法	
使用ごと	置台 油タンク	●油漏れ・油のたまりや油のにじみがないか。	●油のたまりや、油のにじみはふきとる。 ●油漏れのある場合は、お買い求めの販売店またはコロナサービスセンターに修理を依頼してください。	
	外観	化粧板、油タンク置台、ガードなど	●ほこりや汚れがないか。	●やわらかい布でふきとる。 (ベンジン、シンナー、クレンザーなどでふかないでください。)
		天板	●化繊などのほこりが焼きついていないか。	●しめらせたやわらかい布にクレンザーをつけてふきとる。
	ストーブの周囲	●可燃物がないか。	●周囲を整理・清掃し、可燃物は取り除く。	
	乾電池	●点火ヒータの赤熱が弱くないか。 ●点火しにくくないか。	●新しい乾電池と交換する。	
月1回	しん案内筒	●たいらの部分に燃えかすなどがたまっていないか。 〔燃えかすなどがたまると燃烧筒のすわりを悪くして、燃焼を阻害することがあります。〕	●外炎筒止めねじ(2本)をはずし、外炎筒セットをはずしてから、⊖ドライバーの先で燃えかすなどを取り除く。 ●しんの先端をしん案内筒のたいらの部分に合わせ、燃えかすがみぞに落ちないように注意してください。 	
	点火ヒータ	●点火ヒータの位置(しんとの間隔)は正しいか。 〔フィラメントが、しんに対してちょうど良い位置にないと点火しにくくなります。〕	●点火レバーを押すと、しん案内筒から点火ヒータが出てきます。しんの出が10mmのときに点火ヒータの位置がちょうど良いところになります。 ●点火ヒータの位置調整は、お買い求めの販売店に依頼してください。 	
		●フィラメントの変形、断線はないか。	●変形はマッチ棒などでまっすぐになおす。 ●変形がなおらないものや、断線したものは取り替える。(12ページ参照) 	
月2回	対震自動消火装置	〔作動具合〕 ●しん調節つまみを右(燃焼)方向へまわしてしんを上げ、ストーブを前後に強く動かしたとき、対震自動消火装置が作動して、しんが最後まで確実に下がるか。	●感震部、作動部を点検する。 〔外炎筒止めねじ(2本)をはずし、外炎筒セットをはずして点検してください。〕	
2か月に1回		〔感震部(ふりこ、ベース)〕 ●ごみ、異物、ほこりなどが付着していないか。 〔作動部(セット金具、作動金具、しん降下ばね)〕 ●対震自動消火装置を作動させたとき、しんが確実に下がるか。 ●ごみ、異物、ほこりなどが付着して、動きが悪くないか。	●やわらかい布で、ごみ、異物、ほこりなどをきれいにふきとる。 	
月1回		〔作動部(しん)〕 ●しんの上下はスムーズか。 ●タールの付着はないか。	●しんの手入れをする。(9ページ参照) ●効果のない場合は、しんを交換する。(お買い求めの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご相談ください。)	
しん交換時	しん案内筒パッキン	●のびたり、切れたり、傷んでひびが入っていないか。	●パッキンに、のび、切れ、ひびなどが入っていた場合は交換する。(お買い求めの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご相談ください。)	

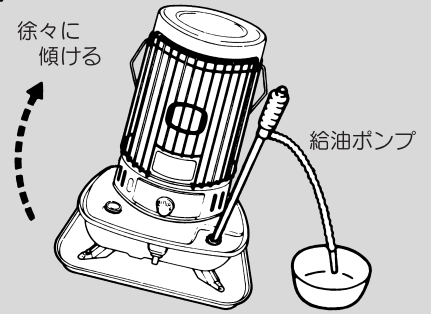
7. 日常の点検・手入れ

■油タンク内の変質灯油や不純灯油などの不良灯油を取り除くときは…

処置方法（火の気のないところでおこなってください。）

1. 化粧板内の対震自動消火装置セット金具を上げて、対震自動消火装置を作動させてください。
2. 油タンク内の灯油を図のように抜き取り、きれいな灯油で2～3回洗ってください。
3. ごみなどが入っていたら、取り除いてください。
4. 良質の灯油を、油量計の針が「満」をさすまで給油してください。

しんの手入れもあわせておこなってください。（9ページ参照）



8 定期点検

長期間ご使用になりますと、機器の点検が必要です。

2年に1回程度、シーズン終了後などにお買い求めの販売店または、修理資格者〔(財)日本石油燃焼機器保守協会 (TEL 03-3499-2928) でおこなう技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など〕のいる店などに点検依頼されることをおすすめします。

愛情点検



長年ご使用の石油ストーブの点検をぜひ！

こんな症状はありませんか

- 油もれがする。
- 炎が不安定でススや黒煙が出る。
- 器具を強くゆすっても炎が消えない。
- 焦げるようなにおいや目がチカチカする。
- その他の異常や故障がある。

ご使用中止

故障や事故の防止のため必ずお買い求めの販売店にご連絡ください。点検・修理についてのご費用など詳しいことはお買い求め販売店にご相談ください。

9 故障・異常の見分け方と処置方法

●次の表にもとづいて、お確かめください。

●処置方法により処置しても良くならないときは、お買い求めの販売店またはお近くのコロナお客様ご相談窓口にご相談ください。

原因	現象										処置方法	参照ページ	
	点火しない	ポコポコと火がおこる	炎がかたよる	においがする	赤火やススが出る	炎が大きくなる	しん上下操作が重い	しんが下がらない	しんがすぐ下がってしまう	消火しない			火のまわりが遅い
水、変質灯油や不純灯油などの不良灯油が混入している	●		●	●	●	●	●	●		●	●	油タンク内の水、油を抜き、きれいな灯油で洗い、しんも交換する	9・11・12
しんに十分灯油がしみこまないうちに点火した	●					●					●	給油後はしんを下げて20分以上待ち、しんに十分灯油がしみこんでから点火する	7
しんの上げすぎ				●	●							正しい炎の状態になるようにしんを調節する	8
しんの下げすぎ				●	●								
燃焼筒のすわりが悪い		●	●	●	●							燃焼筒つまみを左右に動かしてすわりをなおす	7
長時間閉め切った部屋で使用している		●	●	●	●							窓をあけ、部屋の換気をする	1
しんにタールが付着している	●		●	●	●	●	●	●		●	●	「しんの手入れ」をする	9
しんの取り付けがしん押えにピッタリしていない		●					●	●				正しく取り付けなおす（お買い求めの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご相談ください。）	—
点火ヒータのフィラメントの変形または断線	●											変形をなおすか交換する	10・12
乾電池が正しく入っていないまたは、消耗している	●											⊕⊖を正しく入れる 新しい乾電池と交換する	4
風または、振動を受けている		●	●	●	●	●			●			風の当たらない場所で使用する 振動を受けないようにする	2
しん上下機構が故障している	●						●	●	●	●		お買い求めの販売店またはコロナサービスセンターに依頼してすぐ修理する	—
対震自動消火装置が故障している								●	●				
しんの上に燃焼筒がのっている		●	●	●	●							しん上下操作を繰り返し、燃焼筒つまみを左右に動かしてすわりをなおす	7

10 部品交換のしかた

部品交換のときの注意

【注意】 不完全な修理、調整は危険ですので、部品の交換、調整が必要な場合には、お買い求めの販売店または、修理資格者（財）日本石油燃焼機器保守協会でおこなう技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など）のいる販売店にご相談ください。

部品交換は **コロナ純正部品** とご指定ください。

しんの交換

- しんの交換は、お買い求めの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口へ依頼されることをおすすめします。
- しんは必ず検査に合格または認証された「**コロナ純正しん SL-66EはSL-221用、SL-51EはSL-111用**」（右のマーク付）をご使用ください。
器具に適合しないしんや、粗悪なしんを使用しますと、性能を十分発揮できないばかりでなく火災や中毒の原因になります。
- しんの交換方法は、替しんに同こんの「石油燃焼機器用しん取扱説明書」にしたがってください。



点火ヒータの交換

1. 乾電池を取り出す

2. 外炎筒セットをはずす

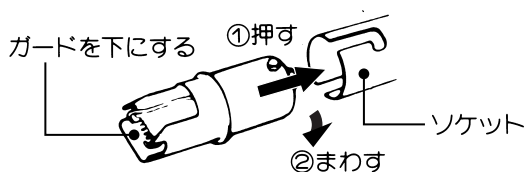
- 外炎筒止めねじ2本をはずし、外炎筒セットをはずしてください。

3. 点火ヒータをはずす

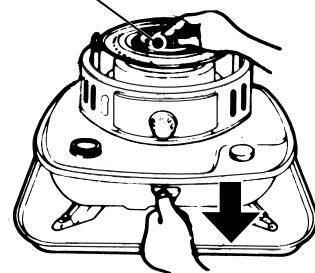
- 点火レバーを押し下げると、しん案内筒から点火ヒータが出てきます。
- 点火レバーを押ししたまま、古い点火ヒータを押しながら左にまわしてソケットからはずしてください。

4. 新しい点火ヒータを取り付ける

- 点火ヒータのヒータガードを下側に
して、ソケットに取り付けてください。



点火ヒータ



11 保管（長期間使用しない場合）

おしまいになるときは、日常の点検・手入れの項を参照し、次の要領で保管してください。

1. 油タンク内の灯油を抜き取ってください。（11ページ参照）

- 水、ごみなどを残したまま保管すると、さびや穴あきの原因になったり、しん上下不良の原因になることもあります。
- 灯油を抜いたあとは、内部をよく乾燥させてください。

2. しんの手入れをしてください。（9ページ参照）

3. 必ず乾電池を取りはずしてください。

4. 内部のごみやほこりを取ってください。

- 化粧板まで取りはずし、掃除機などでごみやほこりを取り除いたのち、もとどおりに組み立ててください。（外炎筒止めねじ（2本）をはずし、外炎筒セットをはずしてください。）

5. ストープの外観を掃除してください。（10ページ参照）

- メッキ部分はやわらかい布で、塗装部分やほうろう部分はしめらせた布で汚れを落としてから、からぶきしてください。

6. 対震自動消火装置を作動させてください。（10ページ参照）

7. 包装箱に入れて、乾燥した場所に水平に保管してください。

- **【注意】** 傾けたり、横倒しの状態では絶対に保管しないでください。

- 取扱説明書は、大切に保管してください。

- 来シーズンにお使いになるときは、対震自動消火装置の作動を2～3回くりかえし、しんが最後まで下がることを確かめてください。

12 仕様

型式の呼び		SL-51E	SL-66E
種類		しん式・自然対流形	
点火方式		電池点火	
使用燃料		灯油（JIS 1 号灯油）	
燃料消費量		5.14kW(0.50L/h)	6.59kW(0.64L/h)
暖房出力		5.14kW	6.59kW
油タンク容量		6.0L	7.0L
燃焼継続時間		約12.0時間	約11.0時間
標準適室		木造 21.5㎡(13畳)まで コンクリート 29.5㎡(18畳)まで	木造 28.0㎡(17畳)まで コンクリート 38.0㎡(23畳)まで
外形寸法		高さ553mm 幅460mm 奥行460mm (置台を含む)	高さ598mm 幅460mm 奥行460mm (置台を含む)
質量		9.9kg	11.2kg
しん	種類	普通筒しん	
	呼び寸法	内径105mm 厚さ3.5mm	内径120mm 厚さ3.5mm
安全装置		対震自動消火装置	

13 アフターサービス

保証について

- 保証書の「お買いあげ日・販売店名」などの記入をお確かめのうえ、大切に保管してください。
- 保証期間はお買いあげいただいた日から1年間です。
- 次のような原因による故障および事故につきましては、保証の対象になりませんので注意してください。
 - 変質灯油や不純灯油などの不良灯油、また灯油以外の燃料使用による故障や事故。
 - 誤った使用方法による故障や事故。

修理を依頼される時

- 本書の「故障・異常の見分け方と処置方法」（11ページ参照）の項にしたがって調べても良くならないときは、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご連絡ください。
- ご連絡いただきたい内容は次の通りです。
 - 品名
 - 型式の呼び
 - お買いあげ日
 - 故障状況（できるだけ具体的にご連絡ください。）
 - ご住所・ご氏名・電話番号
 } 取扱説明書をごらんください。
- 修理に際しては、保証書をご提示ください。保証期間中であれば保証書の規定にしたがって無料修理させていただきます。
- ご不明な点や修理に関するご相談は、お買い求めの販売店かお近くのコロナお客様ご相談窓口にお問い合わせください。

■保証期間が過ぎているときは

- お買い求めの販売店にご相談ください。修理によって使用できる製品についてはお客様のご要望により有料修理いたします。

■補修用性能部品の保有期間

- 石油ストーブの補修用性能部品（機能を維持するために必要な部品）の保有期間は製造打ち切り後6年です。

■修理に出されるときは

- 輸送時や運搬時に油タンク内に灯油が残ったままですと、傾きや振動で灯油がこぼれることがありますので、必ず抜き取ってください。


14 お客様ご相談窓口一覧表

修理サービスや製品についてのご相談は機種名をご確認の上、お買いあげの販売店または下記のご相談窓口にご依頼ください。

ご購入やご贈答品などでお困りの場合は、下記のお近くの窓口にご相談ください。

名称、所在地、電話番号は、変更する場合がありますのでご了承ください。

●アフターサービスのお問い合わせは下記へどうぞ

コロナサービスセンター
 **0120-919-302** 携帯電話・PHS等からは
 (修理受付専用ダイヤル) 最寄りのサービスセンター
FAX 0120-919-322 へ直接おかけください。
 受付時間 午前9時～午後7時(日曜、祝祭日は除く)

北海道地区	札幌支店 旭川営業所 北見営業所 釧路営業所 帯広営業所 函館営業所 北海道地区サービスセンター	札幌市白石区平和通16丁目南1-19 旭川市東旭川南1条2丁目2-5 北見市卸町1丁目1-3 釧路市花園町4-17 帯広市西18条北1丁目17-1 函館市西桔梗町21-2 札幌市白石区米里3条2丁目6-25	〒003-0028 〒078-8261 〒090-0056 〒085-0038 〒080-0048 〒041-0824 〒003-0873	TEL(011)864-0440(代表) TEL(0166)37-2330(代表) TEL(0157)36-9009(代表) TEL(0154)24-4191(代表) TEL(0155)35-7518(代表) TEL(0138)48-6070(代表) TEL(011)879-2121(代表)	FAX(011)863-3154 FAX(0166)37-2338 FAX(0157)36-9595 FAX(0154)24-0451 FAX(0155)35-7510 FAX(0138)48-6080 FAX(011)871-2400
北東北地区	青森支店 青森地区サービスセンター 八戸営業所 八戸地区サービスセンター 弘前営業所 弘前地区サービスセンター 盛岡営業所 盛岡地区サービスセンター 秋田営業所 秋田地区サービスセンター	青森市古館1丁目12-38 青森市古館1丁目12-38 八戸市赤市4丁目4-7 八戸市赤市4丁目4-7 弘前市田園1-2-1 弘前市田園1-2-1 盛岡市門2-1-42 奥州市水沢区水沢工業団地4丁目79 盛岡市門2-1-42 秋田市泉中央4丁目4-18 秋田市外旭川三丁目109-1	〒030-0946 〒030-0946 〒031-0073 〒031-0073 〒036-8086 〒036-8086 〒020-0823 〒023-0002 〒020-0823 〒010-0917 〒010-0802	TEL(017)742-8255(代表) TEL(017)743-2971(代表) TEL(0178)24-5289(代表) TEL(0178)47-6609(代表) TEL(0172)28-3910(代表) TEL(0172)26-4770(代表) TEL(019)622-4791(代表) TEL(019)722-4155(代表) TEL(019)604-0281(代表) TEL(018)864-5671(代表) TEL(018)864-5219(代表)	FAX(017)742-8275 FAX(017)743-1118 FAX(0178)45-4290 FAX(0178)71-1344 FAX(0172)28-0191 FAX(0172)29-1133 FAX(019)622-5244 FAX(019)722-4452 FAX(019)604-0283 FAX(018)864-8468 FAX(018)864-5760
南東北地区	仙台支店 山形営業所 庄内営業所 郡山営業所 南東北地区サービスセンター	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-32 山形市東青田3-6-28 酒田市錦町1-183-1 郡山市亀田1-51-9 仙台市宮城野区日ノ出町1-7-31	〒983-0035 〒990-2423 〒998-0103 〒963-8033 〒983-0035	TEL(022)235-3181(代表) TEL(023)642-3255(代表) TEL(0234)31-0571(代表) TEL(024)938-2240(代表) TEL(022)783-1791(代表)	FAX(022)236-8810 FAX(023)642-3254 FAX(0234)31-0581 FAX(024)938-3021 FAX(022)783-1792
関東地区	北水戸支店 北水戸地区サービスセンター つくば営業所 宇都宮営業所 太田営業所 高崎営業所 首都圏支店 立川営業所 松戸営業所 横濱営業所 中野営業所 東京地区サービスセンター	さいたま市北区宮原町1-674-2 水戸市笠原町653-2 つくば市谷田部6788-19 宇都宮市築瀬町2313 太田市高林東町2375 高崎市問屋町西1-3-22 東京都北区豊島8-4-8 立川市高松町1-22-3 松戸市高塚新田95-5 横濱市戸塚区原宿4丁目7-13 山梨県中巨摩郡昭和町西条2491-2 東京都北区豊島8-4-8	〒331-0812 〒310-0852 〒305-0861 〒321-0933 〒373-0825 〒370-0007 〒114-0003 〒190-0011 〒270-2222 〒245-0063 〒409-3866 〒114-0003	TEL(048)651-1722(代表) TEL(029)241-2172(代表) TEL(029)839-5325(代表) TEL(028)632-5105(代表) TEL(0276)38-6571(代表) TEL(027)361-4806(代表) TEL(03)3927-1151(代表) TEL(042)519-5271(代表) TEL(047)312-8330(代表) TEL(045)852-4008(代表) TEL(055)268-1567(代表) TEL(03)3911-1131(代表)	FAX(048)651-6370 FAX(029)241-4268 FAX(029)836-1913 FAX(028)632-5205 FAX(0276)38-5508 FAX(027)361-9139 FAX(03)3927-1160 FAX(042)528-2382 FAX(047)312-8338 FAX(045)852-5540 FAX(055)268-1569 FAX(03)3927-1130
信越地区	新潟支店 新潟東営業所 長野営業所 松本営業所 信越地区サービスセンター	三条市曲刈3-2-15 新潟市東区江南1-6-41 長野市大豆島5312 松本市笹賀大久保原7852 三条市曲刈3-2-15	〒955-0864 〒950-0855 〒381-0022 〒399-0033 〒955-0864	TEL(0256)32-2126(代表) TEL(025)286-9131(代表) TEL(026)221-5111(代表) TEL(0263)26-0051(代表) TEL(0256)32-2129(代表)	FAX(0256)35-8519 FAX(025)286-3313 FAX(026)221-0039 FAX(0263)25-9961 FAX(0256)32-2137
北陸地区	金沢支店 富山営業所 福井営業所 北陸地区サービスセンター	金沢市駅西新町1-1-25 富山市中町2-3-15 福井市和島1-607 金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027 〒930-0985 〒918-8237 〒920-0027	TEL(076)260-0567(代表) TEL(076)444-0567(代表) TEL(0776)23-0567(代表) TEL(076)260-0038(代表)	FAX(076)260-0775 FAX(076)444-0611 FAX(0776)23-0580 FAX(076)260-0738
東海地区	名古屋支店 岐阜営業所 静岡営業所 沼津営業所 津営業所 東海地区サービスセンター	名古屋市熱田区桜田町16-11 岐阜市六条南2-7-8 静岡市駿河区高松2-15-30 沼津市西権路888-1 津市高茶屋3-29-38 名古屋市熱田区桜田町16-11	〒456-0004 〒500-8358 〒422-8034 〒410-0303 〒514-0819 〒456-0004	TEL(052)746-6600(代表) TEL(058)268-7555(代表) TEL(054)238-0005(代表) TEL(055)968-6210(代表) TEL(059)234-8471(代表) TEL(052)746-6603(代表)	FAX(052)884-6551 FAX(058)268-7550 FAX(054)238-0006 FAX(055)968-6212 FAX(059)234-8472 FAX(052)884-6554
近畿・四国地区	大阪支店 大根営業所 京都営業所 福知山営業所 神戸営業所 高松営業所 松山営業所 近畿・四国地区サービスセンター	吹田市南金田1-8-47 彦根市正法寺町南出78 京都市伏見区竹田段川原町211 福知山市荒河東町68 神戸市西区枝吉5-132 高松市今里町1-8-5 松山市西垣生町780-3 吹田市南金田1-8-47	〒564-0044 〒522-0024 〒612-8414 〒620-0061 〒651-2133 〒760-0078 〒791-8044 〒564-0044	TEL(06)6380-2111(代表) TEL(0749)24-6239(代表) TEL(075)643-2002(代表) TEL(0773)22-0827(代表) TEL(078)922-2431(代表) TEL(087)835-1711(代表) TEL(089)968-7351(代表) TEL(06)6386-5670(代表)	FAX(06)6386-7262 FAX(0749)26-2116 FAX(075)643-0870 FAX(0773)23-7592 FAX(078)922-2438 FAX(087)835-0160 FAX(089)968-7353 FAX(06)6386-5588
中国地区	広島支店 米子営業所 岡山営業所 徳山営業所 中国地区サービスセンター	広島市安佐南区祇園3-27-20 米子市目久美町235-1 岡山市北区辰巳35-103 周南市徳山字一ノ井手5631-4 広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138 〒683-0035 〒700-0976 〒745-0882 〒731-0138	TEL(082)871-3310(代表) TEL(0859)33-8157(代表) TEL(086)243-7751(代表) TEL(0834)22-5567(代表) TEL(082)871-3315(代表)	FAX(082)871-3306 FAX(0859)23-0709 FAX(086)243-7191 FAX(0834)22-5589 FAX(082)871-0272
九州地区	福岡支店 北九州営業所 長崎営業所 熊本営業所 大分営業所 宮崎営業所 鹿児島営業所 九州地区サービスセンター	福岡市博多区東比恵2-2-40 北九州市小倉北区菱石2-6-4 長崎県西彼杵郡時津町左底郷浜田74-1 熊本市東区尾ノ上1-11-12 大分市三佐1-19-7 宮崎市霧島3-59-2 鹿児島市田上7-16-5 福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812-0007 〒803-0828 〒851-2106 〒862-0913 〒870-0108 〒880-0032 〒890-0034 〒812-0007	TEL(092)474-5771(代表) TEL(093)592-8611(代表) TEL(095)882-7710(代表) TEL(096)367-7361(代表) TEL(097)523-5161(代表) TEL(0985)29-1680(代表) TEL(099)281-1321(代表) TEL(092)474-6001(代表)	FAX(092)474-5775 FAX(093)592-8666 FAX(095)882-7767 FAX(096)369-6323 FAX(097)523-5162 FAX(0985)25-0685 FAX(099)281-1252 FAX(092)474-6414
沖縄地区	沖縄営業所	宜野湾市宇地泊738 シーサイド・パーク102	〒901-2227	TEL(098)897-5677(代表)	FAX(098)897-5679

08032102

株式会社 **コト**

〒955-8510 新潟県三条市東新保7-7
TEL(0256) 32-2111 <代表>
ホームページ <http://www.corona.co.jp/>

コロナ 石油ストーブ保証書

型式	SL-51E・SL-66E	
★ お 客 様	お名前	様
	ご住所 〒(-)	
	電話 () -	

本書は、本書記載内容で無料修理をおこなうことをお約束するものです。お買いあげの日から左記期間中故障が発生した場合は、本書をご提示のうえ、お買いあげの販売店に修理をご依頼ください。

●ご販売店様へ
お買いあげ日、貴店名、住所、電話番号を記入のうえ(★印欄に記入のない場合は、無効となります)、本書をお客様へお渡しください。

★お買いあげ日	年 月 日	★ 販 売 店	住所・店名
保証 期 間	対象部分 見 本 1 年		電話 () -

●お客様へお願い
お手数ですが、ご住所、お名前、電話番号をわかりやすくご記入ください。
販売店の記載がないときは、それを証明する領収書などが必要となりますので、一緒に保管してください。

《無料修理規定》

- 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で保証期間中に故障した場合には、お買いあげ販売店が無料修理致します。
- 保証期間内に故障して無料修理を受ける場合は、本書をご提示のうえ、お買いあげの販売店に依頼してください。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理をおこなった場合には、出張に要する実費を申し受けます。また、本品を直接送付される場合の送料は、お客様の負担となります。
- ご転居の場合は事前にお買いあげ販売店にご相談ください。
- ご事情により、本保証書に記入してあるお買いあげ販売店に修理がご依頼できない場合には、コロナお客様ご相談窓口一覧表をご覧のうえ、お近くの窓口にお問い合わせください。
- 次の場合には保証期間内でも保証の対象外となります。
 - (イ) 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷
 - (ロ) 取扱説明書、本体表示等によらないで使用された場合、または適切な点検・手入れをおこなわなかったことにより発生した不具合
 - (ハ) お買いあげ後の輸送、落下等による故障及び損傷
 - (ニ) 火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、公害及び、変質灯油や不純灯油などの不良灯油、異質油(灯油以外の油または混入)による故障及び損傷
 - (ホ) 業務用としての使用、車両、船舶への搭載など一般家庭用以外に使用された場合の故障及び損傷
 - (ヘ) 本書にお買いあげ年月日、お客様名、販売店名の記入のない場合、あるいは字句を書き替えられた場合
通信販売などでご購入したときは、商品の送り状・領収書などの提示がない場合
 - (ト) 本書の提示がない場合
 - (チ) 消耗品の交換(しん、点火ヒータ)
 - (リ) 定期点検の費用
- 本書は日本国内においてのみ有効です。
This guarantee is valid in Japan only.
- 本書は再発行致しませんので紛失しないよう大切に保管してください。

修理メモ

- ※この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。
従ってこの保証書によって保証書を発行している者(保証責任者)、及びそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理などについてご不明の場合は、お買いあげの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にお問い合わせください。
- ※保証期間経過後の修理、補修用性能部品の保有期間について詳しくは取扱説明書をご覧ください。
- ※アフターサービスや製品についてのお問い合わせは、お買いあげの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口(本書の14ページに記載)にお問い合わせください。

株式会社 **コロナ**

〒955-8510 新潟県三条市東新保7-7
TEL(0256) 32-2111 <代表>

ホームページ <http://www.corona.co.jp/>